

これは兵庫県社会福祉協議会から送付された「借入申請書(再貸付)」に記載されている手続き期間が  
令和3年3月31日の方へのご案内です。

令和3年2月18日  
西宮市社会福祉協議会  
西宮市くらし相談センターつむぎ

## 特例総合支援資金特例貸付（再貸付）における自立相談支援機関への相談について

兵庫県社会福祉協議会から特例総合支援資金貸付における手続きに関して対象者に通知案内されています。手続きに関しては、市町の「自立相談支援機関による支援」を受ける必要があります。

当法人の自立相談支援機関としては、電話もしくはホームページからの Web サイト入力での対応をいたしますので、以下をご確認下さい。

なお、本件にかかる相談につきまして、来所は避けていただきますようよろしくお願いいたします。

### 【電話の対応を希望される方】

- ① お電話の前に、下記2点をご確認下さい
  - ・貸付コード確認のため、お手元に兵庫県社会福祉協議会からの再貸付にかかる通知を準備
  - ・借入申込書（再貸付）に記載されている手続き期間が令和3年3月31日になっている
- ② お電話下さい
  - ・月曜～金曜（祝日を除く）9：00～17：00 電話：0798-23-1031
  - ・多数の方からのご相談で、電話がつながりにくくなることが予想されます。その場合は、恐れ入りますが、お時間をおいてお電話下さい。ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

### 【Web サイトでの対応を希望される方】

- ① 入力前に、下記2点をご確認下さい
  - ・貸付コード確認のため、お手元に兵庫県社会福祉協議会からの再貸付にかかる通知を準備
  - ・借入申込書（再貸付）に記載されている手続き期間が令和3年3月31日になっている
- ② 本会ホームページで公開している Web サイトから、所定の内容を入力して下さい。
- ③ 後日、借入申込書（再貸付）に記載する「自立相談支援機関への相談日」について回答（返信）いたします。1週間経過しても返信が無い場合は、恐れ入りますが電話でお問い合わせをお願いいたします。